

ねやがわし 農業委員会だより

第 8 6 号
— 発 行 —
寝屋川市農業委員会
(事務局)
寝屋川市本町 15 番 1 号
TEL 072(825)2746(直通)
FAX 072(824)3090
メールアドレス: noui@city.neyagawa.osaka.jp

第24期寝屋川市農業委員会 農業委員及び役員の決定

今年3月に農業委員の推薦・公募の受付を行い、農業関係団体等から16名の推薦と一般応募1名の計17名を寝屋川市議会の同意を得て、7月20日に寝屋川市農業委員として寝屋川市長が任命しました。

同日には寝屋川市長の招集により、今期初めてとなる総会が開催され、会長をはじめとする役員を選出し、新体制がスタートしました。



きたがわ ひろし
北川 博

会長・大阪府農業会議会員
住所：仁和寺本町二丁目

会長就任のあいさつ

平素は本市農業委員会活動にご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

この度、皆様のご推挙をいただき、農業委員会会長に就任させていただくことになりました。

市内の農地は、新鮮な農産物を提供し、緑地は良好な生活環境を作り、災害時は必要なスペースとなります。

これらの農地を守り、活かすことにしっかり取り組みます。

主 な 内 容

- ◎ 第24期農業委員紹介 (2)(3)
- ◎ 令和2年度寝屋川市農業委員会活動計画を策定 (4)
- ◎ 令和元年度農業委員会審議処理件数等の報告 (5)
- ◎ 令和2年度寝屋川市農業施策、下限面積のお知らせ (5)
- ◎ 特定生産緑地・生産緑地追加指定の受付 (6)



都 市 農 地 は 気 温 を 和 ら げ る 立 役 者

副会長（会長職務代理者）
住 所…国松町



おくの たかを
奥野 隆雄

近年、後継者や遊休農地等の問題をよく聞きますが、この寝屋川の農業を未来のある将来の開けたものになるよう、進めたい所存です。

農地調整委員長
住 所…打上元町
担当地区…打上



たぶし たかを
田伏 隆雄

多機能性のある農地の保全は、都市近郊においては困難になってきている。農地利用の最適化に向け努力してまいります。

農政企画委員長
住 所…太秦元町



みぞぐち とおる
溝口 透

寝屋川市の農業委員会の自覚を持って、市の農業行政に尽くしたいと思えます。

住 所…田井町
担当地区…郡・美井・田井



おくの きよかず
奥野 清一

開発に伴う農地の減少、高齢化による遊休農地が増加する中で、よりよい農地利用の在り方について、委員の皆様と議論を重ね、農業の振興に尽力してまいります。

第 24 期 寝屋川市 農業委員

住 所…木屋町
担当地区…石津・太間・木屋・平池



おの のぶつぐ
小野 信次

この度、初めて農業委員に就任しました。地元農業の振興及び発展に取り組み、農地の役割について尽力してまいります。

住 所…寝屋一丁目
担当地区…寝屋・大谷



かわぐち しげあき
川口 茂明

農業委員は今回で二期目となります。まだまだ力不足ではありますが、市内の農地の適切な維持・管理に取り組んでまいります。

住 所…高宮二丁目
担当地区…高宮・小路



かわぐち まさずみ
川口 昌澄

地域の農業の担い手の高齢化が進む中で、今後も耕作放棄が懸念されます。耕作放棄地の発生防止・解消に努力したい。

住 所…中神田町
担当地区…大利・東高柳・上神田・中神田・下神田



きたがわ やすひろ
北川 康裕

農地を維持することが難しくなっていますが、都市農業の役割は色々とあります。農地の保全と活用に取り組んでまいります。

住 所…成田東が丘
 担当地区…高倉・明和

農業委員には平成23年に就任して以来、三期目となりま
 す。地域農地が減少していく中
 で、事務局と共に一生懸命に
 委員活動に取り組みます。



きむら ひろしげ
木邨 公重

主婦の立場から市民の健康
 を保つため、消費者として新
 鮮で安全な地域の野菜の供給
 と農業の活性化を期待しま
 す。



きたの きみこ
北野 紀美子

住 所…秦町
 担当地区…国松・秦・太秦

新任農業委員です。
 多発する豪雨災害と農地の
 防災機能、所有者不明土地の
 増加、食育活動の推進等に関
 心を持っています。



とみた じゅんじ
富田 順治

住 所…木田町
 担当地区…上木田・中木田・
 下木田・新家

今、改めて農業を続けてい
 くことのしんどさを肌身で感
 じており、大切な農地を次世
 代につないでいけるよう農業
 委員として取り組んでまいり
 ます。



きんたに しんたろう
金谷 伸太郎

第 24 期 寝屋川市 農業委員

住 所…高柳四丁目
 担当地区…西高柳・対馬江・
 黒原・仁和寺・
 上仁和寺

農業委員の重責を考え、都
 市化農地の保全並びに地域農
 業の振興及び活動に、所有者、
 行政、農協等の連携を取り、
 誠意努力いたします。



なかひがし たかお
中東 敬夫

地域農業の維持、継続、活
 性化に委員の皆さん、事務局
 と共に、農業施策について考
 え、農地保全に向け努力いた
 します。



なかはし ひろし
中橋 弘

住 所…葛原二丁目
 担当地区…葛原・点野東・
 点野西・池田中・
 池田下・池田川

二期目の農業委員を拝命し
 ました。一期目のご指導及び
 経験をもとに、本市農政発展
 のため取り組みたいと思いま
 す。



みなみ まさお
南 昌男

この度、初めて農業委員に
 就任致しました。
 寝屋川市での、地産地消や
 エコ農法、また農地の適正な
 維持管理に事務局と取り組ん
 で参りたいと思います。



にしお はるお
西尾 晴雄

令和 2 年度 寝屋川市農業委員会活動計画

農業、農地に関するさまざまな諸問題や農政の普及推進活動に積極的に取り組むため、活動計画を決定いたしました。

1 農地パトロールの実施

市内農地の現況利用状況の把握と無断転用や遊休農地化防止を目的とした農地パトロールを、8月～9月に市内を5地域に分け実施します。

2 遊休農地対策

遊休農地発生原因として、相続による非農家所有農地の増加や農業後継者の不在等があるなかで、農地の利用と活用を図るべく、遊休農地所有者に対し、耕作再開の指導を行うとともに、以下のあっせんに努めるなど、遊休農地解消や発生の抑制に取り組めます。

- ① 賃貸借等のあっせん
- ② 農作業委託のあっせん
- ③ 貸農園開設のあっせん

3 担い手の育成・確保

市が行う農業の担い手育成の協力を努めてまいります。また、農業者を目指す方や企業等についても貸借が可能であることから、市と十分連携しながら、新たな市内農業の貴重な担い手確保に努めてまいります。

4 「農業委員会だより」の発行

委員会での活動内容や農業や農地に関する情報発信として、「ねやがわし農業委員会だより」を発行します。

5 消費者団体との交流事業

大阪府下の農業委員が一堂に会する「大阪府農業委員大会」に消費者協会会員にも参加を求め、都市農業の実情、喫緊の課題を消費者の方々にも理解していただき、消費者の立場から意見を求めてまいります。

6 学校給食への地元農産物使用の継続・拡充

当委員会が市及び教育委員会に要望し実現してきた「学校給食に地元農産物使用」として、一定の定着が図られてきました。

「寝屋川市教育・農業連絡協議会」に参画し、さらに意思疎通と内容充実を図るものとして、出荷者である農家と給食現場との直接交流の場を設けるようにします。

7 農地等の利用の最適化の推進

耕作放棄地の発生防止・解消等の農地利用の最適化を進めるとともに、必要に応じて関係行政機関に対し意見の提出を行ってまいります。

また、行政委員会としての機能を発揮できるように委員研修に取り組み、充実を図ります。

8 開かれた農業委員会に

毎月開催している委員会総会に、誰でも傍聴参加できるようにするため、事前に事務局窓口において、開催日時・開催場所及び自由に傍聴できる旨の公示を行い、開かれた農業委員会を目指します。

9 その他

- ① 都市農地の保全を図るため、特定生産緑地の指定や生産緑地地区の追加指定について、農家に対し積極的に周知してまいります。
- ② 農業委員としての日常活動として、地元集落や農家の相談や協議及び指導に対しても積極的に行ってまいります。
- ③ 毎年多数の一般市民が参加する「寝屋川市農業まつり」へも、積極的に参画してまいります。
- ④ 寝屋川市の農業者支援事業（例：レンゲ畑の開放農地事業、防災協力農地、農作業用機械器具整備支援）へ積極的に協力してまいります。
- ⑤ 朝市を実施する団体の取組みについて、積極的に協力してまいります。
- ⑥ 寝屋川市の産業振興に対して農業者の役割や責務の周知・啓発を行ってまいります。

農業まつり中止のお知らせ

毎年11月の第3日曜日に開催している「寝屋川市農業まつり」が、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

令和2年度 寝屋川市農業施策

～農業者支援事業を今年度も実施～

農作業用機械器具整備支援事業

市の農業施策に取り組む農業者が含まれる3農家以上で構成される組織が、農作業用機械器具を新規購入や買い替えをする際に、機械の購入費用の一部を支援します。

地元農産物直販等奨励事業

新鮮で安全・安心な地元農産物の、朝市や学校給食、市内のスーパー等小売店への出荷を支援します。

農地景観形成推進事業

農地にレンゲ等を植栽し開放することで、多くの市民に農地に親しみを持っていただくよう、農地景観形成事業を推進します。

農地取得時の下限面積を協議 現行どおり20㌦で決定

本市で農地を取得（貸借を含む）し、取得後も耕作する場合には、農業委員会の許可が必要となります。

市内・市外を問わず、現在耕作している農地（農地を借りて耕作している農地を含む）と新たに取得したい農地を合わせて、20㌦（2,000㎡）以上でなければ、農業委員会では売買等の許可はできません。

この20㌦が適正であるのか、毎年見直しを行い、今年も8月に農政企画委員会で協議し、同月の農業委員会総会において、現行どおりとすることを決定いたしました。

令和元年度農業委員会の 審議処理件数等の報告

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農業委員会で審議された主な法令業務などについて、下記のとおり報告します。

◎農地法関係

	件数	筆数	面積(㎡)
3条許可（農地売買等）	4	4	1,549
4条届出・（農地転用） 市街化区域	18	23	7,789
4条許可・（農地転用） 市街化調整区域	0	0	0
5条届出・（転用売買等） 市街化区域	19	57	25,760
5条許可・（転用売買等） 市街化調整区域	3	21	7,410
農地転用合計	40	101	40,959
18条許可（賃貸借解約） 一方解約	0	0	0
18条通知（賃貸借解約） 合意解約	1	1	1,249

◎租税特別措置法関係

	件数	筆数	面積(㎡)
贈与税・相続税納税猶予 適格者証明	7	9	7,637
贈与税・相続税納税猶予 特例農地利用状況確認	1	2	2,696

◎その他

	件数	筆数	面積(㎡)
農地へ地目変更承認願	2	2	532
農業用倉庫承認願	3	3	93

『特定生産緑地』 指定の受付を 行っています

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、現在適用されている税制措置が適用されなくなります。

そこで、引き続き都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設され、市は所有者の意向に基づき特定生産緑地に指定できることになりました。

特定生産緑地に指定されると、買取り申出が可能となる時期が10年延伸され、現在適用されている税制措置が引き続き適用されます。

現在、平成4年及び5年に決定された生産緑地の受付をしています。平成6年以降に決定されたものは、令和3年4月から順次受け付けます。

※特定生産緑地の指定は、都市計画決定から30年経過するまでに受ける必要があります。30年経過後は、指定を受けることができませんのでご注意ください。

『生産緑地地区』 追加指定を 行っています

次の要件を満たし、かつ現地調査などの結果、生産緑地法に基づく指定可能な農地について、土地所有者の申出に基づき、追加指定を行っています。

- ・ 現況が農地であること。
- ・ 一団300㎡以上の区域であること。(※)
- ・ 公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などの効用があり、公共施設などの用地に適していること。
- ・ 用排水などの営農継続可能条件を満たしていること。

※「同一の街区」または「隣接する街区」に存在する複数の農地で合計面積が300㎡以上となるもの（一団の農地を構成する個々の農地の面積は100㎡が下限）

受付

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定の受付は、2軸化事業本部で随時行っています。

必要書類等については、市（2軸化事業本部）のホームページで確認することができます。

相談

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定に関するご相談は、2軸化事業本部または農業委員会事務局で随時受けています。

- 【2軸化事業本部】
- 寝屋川市役所本庁3階
- 【農業委員会事務局】
- 寝屋川市上下水道局3階